

議提第5号

小松島競輪事業調査特別委員会の設置について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年5月15日

小松島市議会議長 前川英貴 殿

提出者 小松島市議会議員 井村保裕

〃 出口憲二郎

〃 津川孝善

小松島競輪事業調査特別委員会の設置について

小松島競輪事業調査特別委員会を下記により設置する。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ・競輪事業に係る施設整備に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び小松島市議会委員会条例第6条の規定に基づき、委員定数を11人とする小松島競輪事業調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 期間

調査が終了するまで。

提案理由

小松島競輪事業について調査、研究するために設置するものである。